

受理官庁 E E	エストニア特許庁	附属書 C E E
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	エストニア	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語又はドイツ語	
願書の提出に用いることができる言語	英語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{1,2}	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める ³ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 2 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（P C T公報）79頁参照）。
- 3 関連する受理官庁の通告については、2015年4月30日付公示（P C T公報）71頁以降参照。

E E	エストニア特許庁 (続き)	E E
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 120	
国際出願手数料 ⁴	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁴	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	EUR 16	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	不要, 出願人がエストニアに居住している場合 要, 出願人がエストニアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか?	エストニアに居住するエストニアの登録弁理士	

⁴ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。